

富山市教育委員会会議録
令和6年4月定例会

1 日 時 令和6年4月30日(火曜日)

午後 4時00分 開会

午後 4時30分 閉会

2 場 所 Toyama Sakura ビル8階 教育委員会室

3 出席委員	教 育 長	宮 口 克 志
	委 員	若 林 啓 介
	委 員	藤 井 久 丈
	委 員	高 田 健
	委 員	石 動 瑞 代

4 説明のために出席した者

事務局長	関 谷 雄 一
事務局次長（総務・社会教育担当）	高 橋 洋
事務局次長（学校教育担当）	福 満 弘 信
教育総務課長	青 山 哲 也
学校再編推進課長	山 崎 悟
学校施設課長	高 瀬 雅 基
学校教育課長	河 原 弘 幸
学校保健課長	由 水 正 恵
生涯学習課長	加 藤 孝 一
教育センター所長	荒 瀬 誠
郷土博物館長	坂 森 幹 浩

5 職務のため会議に出席した事務局職員

教育総務課主幹	船 木 寛 人
教育総務課長代理（管理係長）	塚 本 紘 己
教育総務課主事	福 島 魁 人

6 傍聴人数 0人

7 付議案件

(1) 議案

- 議案第13号 富山市教科用図書採択協議会の設置について
議案第14号 富山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

- 報告事項11 富山市職員安全衛生管理規程の一部改正について
報告事項12 富山市教育支援委員会委員の委嘱について
報告事項13 富山市立学校における医療的ケア児の受入れに関するガイドラインについて

(3) その他

- その他7 富山市郷土博物館企画展「富山産業大博覧会～戦災復興から発展へ～」
その他8 富山市佐藤記念美術館企画展「理想の人々、憧れの地」

8 会議の要旨

【開会】

[教育長] 開会を宣言する。
本日は、委員全員が出席しているため、会議は成立している。

【前回会議録について】

[教育長] 3月教育委員会定例会会議録について意見等を求める。
[各委員] (意見なし)
[教育長] 意見なしのため、前回会議録は承認された。

【非公開案件について】

- [教育長] 議案第１４号、報告事項１２は付属機関の委員の委嘱に関する案件である。よって、非公開としたいが、よろしいか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 承認を得られたので、議案第１４号および報告事項１２については非公開とし、その他８の後に行うこととする。

【議案第１３号】

- [教育長] 議案第１３号について事務局から説明を求める。
- [学校教育課長] （議案第１３号について説明）
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。
- [教育長] 採決を行う。議案第１３号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって議案第１３号については原案どおり可決した。

【報告事項１１】

- [教育長] 報告事項１１について事務局から説明を求める。
- [教育総務課長] （報告事項１１について説明）
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [若林委員] この件は、今までにも報告事項としていたのか。
- [教育総務課長] 今回は訓令として公示されており、これについては議決事項である。ただ、改正が令和６年３月教育委員会定例会後に決定し、先に教育長代決としているため、今回は報告事項とした。
- [若林委員] 改正は今回が初めてなのか。
- [教育総務課長] 過去にも改正をしている。令和５年１２月教育委員会定例会で、報告事項とした改正の案件があった。

【報告事項１３】

- [教育長] 報告事項１３について事務局から説明を求める。

- [学校保健課長] (報告事項 13 について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [若林委員] 令和 6 年 3 月に医療的ケア児の受入れに関するガイドラインが策定されたが、すでに受入れている実績、今後の受入れ予定の有無や人数など、差し支えない範囲で教えてもらいたい。
- [学校保健課長] 富山市内の市立小中学校に在学中で、インスリン注射や血糖値測定などを含めた医療的ケアが必要な子どもは 20 名程度だが、ほとんどの子どもが必要なケアを自分自身で行えている。ケアに看護師などの付き添いが必要な、ガイドラインに沿ったケースは、多く見積もっても 3 件から 4 件程度である。このうち 1 名は、看護師資格を持つスクールサポーターが付いているが、その他の子どもは保護者が付き添っている。本ガイドラインに沿った医療的ケア児の今後の受入れ人数については、希望の有無にもよるが、若干名と想定している。
- [若林委員] 受入れ予定はすでにあるのか。また、予算措置はされているのか。
- [学校保健課長] 予算措置については、令和 6 年度当初予算で訪問看護師の派遣費用として 570 万円の予算要求をし、議決されている。この予算の 3 分の 1 は、国の交付金を充当する。
- [若林委員] 今後、受入れる予定の子どもがいるという具体的な話はあるのか。
- [学校保健課長] 現在のところ、希望の申し込みや相談などは受けていない。今後、申し込み等があったとしても、若干名ではないかと考えている。
- [藤井委員] 医療的ケア児には、インスリン注射を本人が実施するなどの自己管理ができる子どもや、人工呼吸器を装着し、頻繁に喀痰吸引をしなければならない子どもなど、子どもによって状態に大きな差がある。本人と保護者が希望すれば、どのような医療的ケアを受けていても通学は可能なのか。通学の頻度や方法など、児童生徒・保護者と学校が話し合い、互いにしっかりと納得した上で進めていく必要があるが、受入れの可否についての判断基準を、もう少し加えていくという認識で良いか。
- [学校保健課長] 基本的な流れとしては、相談や申し込みを受けた段階で、面談などをして決めていく。この過程の中で、しっかりと相談・協議をした上で進めていきたいと考えている。
- [藤井委員] 希望が増えてきた場合、全ての学校が同じ環境では、受入れをすることは厳しいのではないか。受入れ体制を重点化する学校をある程度決めておかないと難しいと思う。また、予算が看護師 2 名分程度の給料しか出ていない。1 名の看護師が毎日付き添うことになると、2 校しか受入れることができない。自己管理ができる子どもが多いので、現時点では看護師を増やす必要はないが、今後は状況

- に合わせて予算設定が必要になると考えている。これらのことから、医療的ケア児の受入れを試みる第一歩と考えてよい。
- [学校保健課長] 看護師が常時在校するのではなく、1日30分から90分程度の時間、訪問看護ステーションの看護師を3名から4名派遣する想定で積算し、予算要求している。
- [教育長] 資料11ページの囲み線の中に記載しているが、受入れには「日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立している」という条件がある。かなり重篤な場合は、この条件に該当しないので受入れができない。また、13ページ(2)④【検討・協議の手順】に「教育委員会が、学校長、富山市立医療的ケア運営協議会の協議を踏まえ決定」と記載がある。富山市立医療的ケア運営協議会には、医師・看護師も協議会委員として参加し、学校で受入れることが可能かどうか、しっかりと見極めてもらう。その協議を踏まえて受入れの可否を決定する手順を踏む。このことから、先ほどの学校保健課長からの説明のとおり、現状では派遣看護師は3名から4名程度になるのではないかと考えている。医療的ケア児の受入れが富山市立小中学校で始まり、実績が出てくると、その情報は皆さまにも伝わる。そうなれば、今後、受入れ希望者が出てくる可能性は充分想定できると思う。
- [高田委員] 今の説明だと、あまりにも受入れが難しい場合には受け入れることができない。受入れが可能なのは、軽度の医療的ケア児に限られることになる。11ページ①「実施の要件」の中で、「学校での受け入れ体制が整えられていること」と記載されている一方で、12ページ⑤「受入れ対象校」は、「原則、全ての市立小・中学校」と記載されている。どこまでの医療ケアを「軽度」とするのかは分からないが、基本的に軽度の医療的ケア児であれば、今の富山市立小中学校全てで受入れが可能という理解でよい。
- [学校保健課長] 地域を問うのではなく、子どもの状態・状況と学校の体制や受け入れ条件が整っているかを受入れの基準にしていく。
- [石動委員] 全ての市立小・中学校で受入れる予定だが、学校の医療的ケア実施体制が整わない場合、校区外なども含めて別の学校を勧めることもあるのか。
- [学校保健課長] 重篤な場合には特別支援学校という選択肢もある。学校の準備が整うまで時間がかかることはあるかもしれないが、子どもの状態を考慮し、要件を満たすかどうかで受け入れの可否を決定していく。
- [石動委員] 医療的ケア児の就学について、丁寧に進めることはとても素晴らしい。実際に医療的ケアを実施する学校は、医療的ケア安全委員会

の設置や、その後の運営が非常に大変だと思うので、教育委員会や専門家の支援が継続して行われるよう、お願いしたい。

[教育長] その他、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

【その他 7， 8】

[教育長] その他 7， 8 について事務局から説明を求める。

[郷土博物館長] （その他 7， 8 について説明）

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 以上をもって公開案件に係わる議事は終了したが、その他質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 非公開案件に移る。傍聴、マスコミの方はご退席願う。

《以下、非公開事項のため概要のみを記載する》

【議案第 1 4 号】※非公開案件

[教育長] （議案第 1 4 号について事務局から説明を求める。）

[学校教育課長] （議案第 1 4 号について説明する。）

[教育長] （議案第 1 4 号についての採決について、各委員に諮る。）

[各委員] （議案第 1 4 号について同意する。）

[教育長] （議案第 1 4 号について、原案のとおり可決したことを報告する。）

【報告事項 1 2】※非公開案件

[教育長] （報告事項 1 2 について事務局から説明を求める。）

[学校教育課長] （報告事項 1 2 について説明する。）

[教育長] 以上をもって本日の会議は終了したが、その他、質問はあるか。
[各委員] 質問等なし。

【閉会】

[教育長] 閉会を宣言する。